



平成 24 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 パシフィックシステム株式会社
代表者名 代表取締役社長 久保 永史
(JASDAQ・コード番号・3847)
問合せ先 執行役員総合企画部長 小林 和重
(TEL. 048-845-2200)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 24 年 5 月 28 日開催の当社取締役会において、平成 24 年 6 月 22 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の任期変更については、経営責任を明確にして緊張感ある経営を行うとともに、経営の環境に応じ機動的な経営体制を構築するために変更するものであります。
- (2) 剰余金の配当については、利益還元の機動化を図り、企業価値を向上させるために変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第22条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
第49条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終に株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	第49条 (剰余金の配当等) 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対し行う。 2. 前項に定める場合のほか、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。 3. 取締役会決議をもって、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。
(新設)	
(新設)	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 22 日

以 上